

○第三次多摩市子どもの読書活動推進連絡会等設置要綱

平成30年7月9日多摩市教育委員会告示第25号

改正

令和3年3月17日多摩市教育委員会告示第9号

令和5年2月27日多摩市教育委員会告示第8号

令和6年2月19日多摩市教育委員会告示第9号

令和6年3月26日多摩市教育委員会告示第13号

第三次多摩市子どもの読書活動推進連絡会等設置要綱

(目的)

第1条 第三次多摩市子どもの読書活動推進計画（平成30年3月23日多摩市教育委員会決定。以下「第三次推進計画」という。）に基づき、市民と協働して広く子どもの読書活動を推進するため、第三次多摩市子どもの読書活動推進連絡会（以下「推進連絡会」という。）、第三次多摩市子どもの読書活動推進小・中学校連絡会（以下「小・中学校連絡会」という。）、第三次多摩市子どもの読書活動推進市民ボランティア連絡会（以下「市民ボランティア連絡会」という。）及び第三次多摩市子どもの読書活動推進庁内連絡会（以下「庁内連絡会」という。）を設置する。

(推進連絡会の所掌事項)

第2条 推進連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第三次推進計画に基づく子どもの読書活動の推進に関し、小・中学校連絡会、市民ボランティア連絡会及び庁内連絡会の総合的な連絡調整に関すること。
- (2) 第三次推進計画に基づく子どもの読書活動推進の進行管理等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの読書活動の推進に関し、必要と認める事項

(推進連絡会の構成)

第3条 推進連絡会は、次に掲げる者（以下「推進連絡会委員」という。）をもって構成する。

- (1) 教育部教育振興課長
- (2) 多摩市立小学校長 一人
- (3) 多摩市立中学校長 一人
- (4) 教育部教育指導課統括指導主事
- (5) 教育センター長
- (6) 公民館長
- (7) 図書館長
- (8) くらしと文化部文化・生涯学習推進課長
- (9) 子ども青少年部子ども・若者政策課長
- (10) 子ども青少年部児童青少年課長
- (11) 健康福祉部健康推進課長
- (12) 健康福祉部発達支援担当課長

(推進連絡会の会長及び副会長)

第4条 推進連絡会に会長及び副会長を置く。

- 2 推進連絡会会長は、図書館長をもって充て、推進連絡会副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 推進連絡会会長は、推進連絡会を総括する。
- 4 推進連絡会副会長は、推進連絡会会長を補佐し、推進連絡会会長に事故あるとき又は推進連絡会会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進連絡会の会議)

第5条 推進連絡会の会議は、推進連絡会会長が必要に応じて招集する。

- 2 推進連絡会の会議は、推進連絡会会長が主宰する。
- 3 推進連絡会は推進連絡会委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 推進連絡会の会議は、原則として公開する。

5 推進連絡会会長は、会議に際し、会議録を作成する。

(小・中学校連絡会の所掌事項)

第6条 小・中学校連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第三次推進計画に基づき、小・中学校が行う読書活動の推進についての連絡調整に関すること。
- (2) 第三次推進計画に基づく子どもの読書活動推進において、主に小・中学校に関する事項の進行管理等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの読書活動の推進に関し必要と認める事項

(小・中学校連絡会の構成)

第7条 小・中学校連絡会は、次に掲げる者から選任する委員（以下「小・中学校連絡会委員」という。）で構成する。

- (1) 教育部教育指導課指導主事 一人
- (2) 教育部教育指導課職員 一人
- (3) 多摩市立小学校司書教諭 二人
- (4) 多摩市立中学校司書教諭 一人
- (5) 図書館企画運営担当主査 一人

(小・中学校連絡会の会長及び副会長)

第8条 小・中学校連絡会に会長及び副会長を置く。

2 小・中学校連絡会会長には図書館企画運営担当主査の職にある者をもって充て、小・中学校連絡会副会長には教育部教育指導課指導主事をもって充てる。

3 小・中学校連絡会会長は小・中学校連絡会を総括し、第6条に規定する所掌事項に関して推進連絡会に図書館長を通して報告するとともに、子どもの読書活動の推進に関し必要な調整を行う。

4 小・中学校連絡会副会長は、小・中学校連絡会会長を補佐し、小・中学校連絡会会長に事故あるとき又は小・中学校連絡会会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(小・中学校連絡会の会議)

第9条 小・中学校連絡会の会議は、小・中学校連絡会会長が必要に応じて招集する。

2 小・中学校連絡会の会議は、小・中学校連絡会会長が主宰する。

3 小・中学校連絡会は、小・中学校連絡会委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 小・中学校連絡会会長は、会議に際し、要点録を作成する。

(市民ボランティア連絡会の所掌事項)

第10条 市民ボランティア連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第三次推進計画に基づき、市民が行う読書活動の推進についての連絡調整に関すること。
- (2) 第三次推進計画に基づく子どもの読書活動推進において、主に市民ボランティアに関する事項の進行管理等に関すること。
- (3) 市民による子どもの読書活動の推進に関し必要と認める事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの読書活動の推進に関し必要と認める事項

(市民ボランティア連絡会の構成)

第11条 市民ボランティア連絡会は、市内で子どもの読書活動を推進しているボランティア団体の代表者で希望するものから選任する委員（以下「市民ボランティア連絡会委員」という。）をもって構成する。この場合において1の団体について一人の委員とする。

2 市民ボランティア連絡会委員は、多摩市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(市民ボランティア連絡会委員の任期)

第12条 市民ボランティア連絡会委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本人の申出、その他やむを得ない事情があると認められる場合は、教育委員会は当該市民ボランティア連絡会委員を解嘱することができる。

(市民ボランティア連絡会の会長及び副会長)

第13条 市民ボランティア連絡会に会長及び副会長を置く。

2 市民ボランティア連絡会会長及び市民ボランティア連絡会副会長は、市民ボランティア連絡会委員の

互選によりこれを定める。

3 市民ボランティア連絡会会長は、市民ボランティア連絡会を総括し、第10条に規定する所掌事項に関して図書館長を通して推進連絡会に報告するとともに、子どもの読書活動の推進に関し必要な調整を行う。

4 市民ボランティア連絡会副会長は、市民ボランティア連絡会会長を補佐し、市民ボランティア連絡会会長に事故あるとき又は市民ボランティア連絡会会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(市民ボランティア連絡会の会議)

第14条 市民ボランティア連絡会の会議は、市民ボランティア連絡会会長が必要に応じて招集する。

2 市民ボランティア連絡会の会議は、市民ボランティア連絡会会長が主宰する。

3 市民ボランティア連絡会委員が会議に出席できない場合は、その所属する団体の他の者が代理して会議に出席することができる。

4 市民ボランティア連絡会は、市民ボランティア連絡会委員（前項に規定する代理出席者を含む。）の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

5 市民ボランティア連絡会の会議は、原則として公開する。

6 市民ボランティア連絡会会長は、会議に際し、要点録を作成する。

(庁内連絡会の所掌事項)

第15条 庁内連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 第三次推進計画に基づき、庁内で行う読書活動の推進についての連絡調整に関すること。

(2) 第三次推進計画に基づく子どもの読書活動推進において、主に庁内に関する事項の進行管理等に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの読書活動の推進に関し必要と認める事項

(庁内連絡会の構成)

第16条 庁内連絡会は、次に掲げる者（第1号、第3号、第4号及び第6号から第9号までに掲げる者については係長相当職にある者とする。以下「庁内連絡会委員」という。）をもって構成する。

(1) 教育部教育振興課長が推薦する者 一人

(2) 教育部教育指導課指導主事 一人

(3) 教育センター長が推薦する者 一人

(4) 公民館長が推薦する者 一人

(5) 図書館企画運営担当主査 一人

(6) くらしと文化部文化・生涯学習推進課長が推薦する者 一人

(7) 子ども青少年部子ども・若者政策課長が推薦する者 一人

(8) 子ども青少年部児童青少年課長が推薦する者 一人

(9) 健康福祉部健康推進課長が推薦する者（保健師） 一人

(庁内連絡会の会長及び副会長)

第17条 庁内連絡会に会長及び副会長を置く。

2 庁内連絡会会長には図書館企画運営担当主査の職にある者をもって充て、庁内連絡会副会長は庁内連絡会委員の互選によりこれを定める。

3 庁内連絡会会長は庁内連絡会を総括し、第15条に規定する所掌事項に関して図書館長を通して推進連絡会に報告するとともに、子どもの読書活動の推進に関し必要な調整を行う。

4 庁内連絡会副会長は、庁内連絡会会長を補佐し、庁内連絡会会長に事故あるとき又は庁内連絡会会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庁内連絡会の会議)

第18条 庁内連絡会の会議は、庁内連絡会会長が必要に応じて招集する。

2 庁内連絡会の会議は、庁内連絡会会長が主宰する。

3 庁内連絡会は、庁内連絡会委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 庁内連絡会会長は、会議に際し、要点録を作成する。

(テーマ別部会)

第19条 推進連絡会会長は、必要に応じて、推進連絡会の下部組織としてテーマ別部会を設置することができる。

2 テーマ別部会は、推進連絡会が必要と認める事項について調査検討を行う。

3 テーマ別部会の部会員は、小・中学校連絡会委員、市民ボランティア連絡会委員及び庁内連絡会委員から選任する。

(関係者の出席)

第20条 推進連絡会会長、小・中学校連絡会会長、市民ボランティア連絡会会長及び庁内連絡会会長は、会議に際し必要な関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第21条 推進連絡会、小・中学校連絡会、市民ボランティア連絡会、庁内連絡会及びテーマ別部会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、推進連絡会及びテーマ別部会の運営に関し必要な事項は、推進連絡会会長が別に定める。

2 この要綱に定めるもののほか、小・中学校連絡会の運営に関し必要な事項は、小・中学校連絡会会長が別に定める。

3 この要綱に定めるもののほか、市民ボランティア連絡会の運営に関し必要な事項は、市民ボランティア連絡会会長が市民ボランティア連絡会に諮って定める。

4 この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会の運営に関し必要な事項は、庁内連絡会会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公示の日から施行する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和3年多摩市教育委員会告示第9号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年多摩市教育委員会告示第8号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年多摩市教育委員会告示第9号）

この要綱は、公示の日から施行する。ただし、第3条第6号の改正規定及び第16条第4号の改正規定（「永山公民館長又は関戸公民館長」を「公民館長」に改める部分に限る。）は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年多摩市教育委員会告示第13号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。